




8月21日から

区役所本庁舎でインターネット・マイナンバーカードを活用した「書かない窓口サービス」を開始します



区役所窓口における来庁者の手続き負担の軽減と庁舎滞在時間の短縮を実現するため、インターネット・マイナンバーカードを活用したサービスを導入します。

問 合

- 手続きの内容・詳細について…各種手続きの担当部署(区ホームページ参照)
- 各種サービス・操作方法について…戸籍住民課証明係 ☎3579-2210

サービスの特徴

手続ナビサービス

板橋区LINE公式アカウントやパソコンなどから、専用のWebサイトへアクセスし、ライフイベントの選択や用意された質問への回答により、ライフイベントに関連する手続き・窓口・持ち物などを確認できます。

選択できるライフイベント

- 転入・転出・転居・婚姻・離婚・出生・死亡

事前入力サービス

手続ナビサービスに引き続き、申請者やご家族の氏名・生年月日などの申請情報を入力すると、二次元コードが発行されます。戸籍住民課(区役所1階戸籍住民課受付)に設置した専用機器にかざすことで、事前入力した申請情報をもとに、住民異動届・各種申請書を作成できます。

マイナンバーカード読取サービス


戸籍住民課に設置した専用機器に、ご自身のマイナンバーカードをかざすことで、住民異動届・各種申請書を作成できます。

事前入力・マイナンバーカード読取サービスで作成できる届書・各申請書

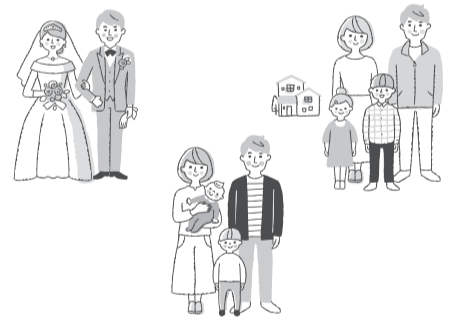
- 住民異動届(転入・転出・転居)
 - 住民票の写しの交付申請書
 - 戸籍関連証明書の交付申請書
 - 印鑑登録の申請書
 - 印鑑登録証明書の交付申請書
 - 広域交付住民票の交付申請書(★)
 - 特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明書の交付申請書(★)
- ※(★)マイナンバーカード読取サービスのみ対応

手続ナビ・事前入力サービスの利用方法(LINEからの場合)


1 板橋区LINE公式アカウントのトーク画面にある「手続ナビ(事前入力)」ボタンを選択します




2 ライフイベントを選択し、表示される質問に回答します




3 入力画面で、申請情報を入力します



4 入力完了後、ライフイベントに関連する手続き・窓口・持ち物と二次元コードがトーク画面に表示されます(パソコンなどをご利用の場合は、二次元コードが表示された画面の保存または印刷が必要)



5 戸籍住民課で、専用機器に二次元コードをかざすと、住民異動届・各種申請書を作成できます



詳しくは区ホームページをご覧ください



「書かない窓口サービス」について



板橋区LINE公式アカウント登録について

注意事項

- 事前入力のみで届出や申請の手続きは完了しません。事前入力終了後、必ず窓口で手続きしてください。
- 法令の規定などにより、印刷された住民異動届・各種申請書に、別途ご記入いただく場合がありますので、ご了承ください。
- 二次元コードは、戸籍住民課以外の窓口・区民事務所でご利用できません。
- そのほか注意事項など詳しくは、区ホームページをご覧ください。